

【 検査 】

5 1 ステロイド長期服用中の腰痛症に対する骨塩定量検査の算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対するD217 骨塩定量検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ステロイド長期服用中の副作用の一つに骨粗鬆症及びこれに伴う腰痛症があるが、骨塩定量検査は、厚生労働省通知[※]に「骨粗鬆症の診断及びその経過観察の際のみ算定できる。」と示されている。

以上のことから、ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について